

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年11月25日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年11月7日農林水産省告示第1796号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
株式会社天宮銀行	浜松市天竜区春野町田河内字釜バ196（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
北村金三郎	浜松市天竜区春野町田河内字釜バ196（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
柴田千司	浜松市天竜区春野町田河内字ライノウラ225 浜松市天竜区春野町田河内字ナギノ尻226（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
村松和俊	浜松市天竜区春野町堀之内字船木702	浜松市役所